

侵害情報の通知書（名誉毀損・プライバシー）

平成23年 10月17日

至 シンプルソ・コンサルティング株式会社 御中

[権利を侵害されたと主張する者]

住所 **東京都三鷹市上連雀6丁目25番31号**
名称
連絡先 **国際情報マネジメント有限公司**
TEL 0422-72-8039 FAX 0422-72-8037

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により当方の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	http://simplesso.jp/journal/arc/87	
掲載されている情報	「元気を伝える」カンパニー坦克の取材はまあ詐欺だな	
侵害情報等	侵害されたとする権利	信用毀損 名誉毀損 事実無根による営業妨害
	権利が侵害されたとする理由(被害の状況など)	ブログ内に悪徳商法、詐欺、悪質などとあるが、全くの事実無根である。 また弊社取引先であるプロダクションより具体的は氏名が記載されていることにより、イメージダウンに繋がるとして削除要求があるので、早急に対処を願いたい。

	発信者へ氏名を開示して差支えない場合は、左欄に○を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していないものとします。
--	--